4 医療関係

- ア 医療システム
- イ 医療サービス
- ウ 医療機関

(3) 個別事項ア 医療システム

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|--|--|--------------------|-----------------|--------|
| | 月 直 内 台 | 平成13年度 | 平成 14 年度 | 平成15年度 |
| 競争政策の観点か らの医療費体系の 見直し (厚生労働省) | 競争政策上のインセンティブという観点から患者 に対してより良い医療を提供した者がより評価され るという医療費体系の在り方について検討する。 | 検討 (13年度以降) | | |
| 医療費体系の在り 方 (厚生労働省) | a 医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に関する検討を急ぐとともに維持管理経費等の評価についても検討を進め、それらを含めた医療費体系の整備を図る。 | 検討 (13年度以降) | | |
| | b 医療を取り巻く環境の変化に応じて医療費体系の見直しが適切に行われるよう、定期的な見直しに関する手続を制度上に組み込むなど、規制改革委員会の第2次見解を踏まえ、必要な措置を検討する。 | 検討 (13年度以降) | | |
| 保険診療と保険外 診療の併用の在り 方 (厚生労働省) | 保険診療と保険外診療の併用(いわゆる混合診療)は、特定療養費制度による場合を除き禁止されているが、患者ニーズの多様化や医療技術の急速な進歩により適切に対応するため、保険診療の在り方及び保険外診療の併用の在り方について、特定療養費制度のより積極的な活用を含め、検討する。 | 検討 (13年度以降) | | |
| 保険者機能の強化 (厚生労働省) | a 保険者が被保険者に対して保険医療機関に関する情報を積極的に提供し、被保険者が医療機関を 選択しやすくなるような方策について、引き続き 検討を進め、早急に結論を得る。 | 結論・措置 | | |
| | b 審査支払機関への委託を行わずに保険者がレセ プト審査を行うことの可能性について、当事者の 意向も考慮しつつ、検討し、結論を得る。 | 検討 | 検討 (結 論) | |
| | c 保険者と民間企業が契約し、後者に健康保険組 合の事務処理を委託できるように検討する。 | 検討 | | |

| a 15 4 | 世里山家 | 実施予定時期 | | |
|-------------------------------|---|--------|--------|--------|
| 事項名 | 措置内容 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 救急医療の再構築 (厚生労働省) | a 救急医療は、24時間診療を維持するための多大 な費用を要するため、救急医療体制の充実を図る 観点から、診療報酬体系を見直す。 | 検討 | | |
| | b 244計間体制で上質な救急医療を提供できる体制 を早急に整備する。 | 逐次実施 | | |
| | c 期待される役割を果たしていない救急医療機関については、他の医療機関と役割を交代させる等、救急医療体制が実際に機能するよう、適正な制度の運用管理を行う。 | 逐次実施 | | |
| (厚生労働省、総 務省、国土交通省、 警察庁) | d ドクターヘリを全国的に導入し、救命救急を要する患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を早急に確立する。 | 逐次実施 | | |
| | e 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討する。 | 検討 | | |
| | f ドクターヘリによる迅速な患者搬送を担保する ため、共通無線等の連絡手段について早急に検討 し確立する。 | 検討 | | |
| 小児医療(小児救 急)の充実 (厚生労働省) | a 母子保健分野の国民運動である「健やか親子 21」において示されている「小児保健医療水準 を維持・向上させるための環境整備」の施策を含 め、小児救急・小児医療の充実や小児科医の確保 策を積極的に推進する。 | 検討・逐次 | 欠実施 | |
| | b 小児救急の逼迫の一因として指摘される小児の健康管理に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管理に関する父母への啓発・情報提供等を実施する。 | 検討・逐次 | 欠実施 | |

| 事項名 | 世里山家 | 実施予定時期 | | |
|--|---|---|----------------------|--------|
| | 措置内容 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| | c 夜間・休日における救急医療体制、小児科医による対応が可能な救急病院について、インターネットによる情報提供等、地域住民への広報活動を推進する。 | 逐次実施 | | |
| 医療事故防止シス テムの確立 (厚生労働省、文部 科学省) | 医療事故防止対策について、行政改革推進本部規制改革委員会の「規制改革についての見解」を踏まえ、医療機関内の安全管理に関するインフラ整備、医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成過程の見直し等を含め、有効な対策の在り方について診療報酬上の対応の必要性を含め検討し、医療事故防止システムの確立に向けて総合的な施策を講じる。 | 検討・逐次実施 | | |
| 医療分野における 「IT革命」の推 進 (厚生労働省) | a 医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野のIT化に関して戦略的なグランドデザインを描く。また、これを推進する支援・助成について、 医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合的に推進する。 | [前段] 検討・措 置(13年 期) [後段] 検討 | [後段] 検討(早 期結論) | |
| | b I T化のインフラとなる各種コード体系の標準化を推進する。各種コード体系の維持管理に関する手続とそれを担保する体制、さらに更新・改定時の新規コードの配布方法・手続等について整備する。 | 検討 (結論) | 措置 | |
| | c 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。 | 検討・結論・推進 | 推進 | 推進 |

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|---|---|-------------|----------|-----------|
| 争以石 | 有 <u>自</u> 内 台 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| | d 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討する。 | 検討 | | |
| | e レセプトの電算化について、医療機関からの磁気媒体によるレセプト提出を普及・推進するため、その普及状況を見つつ、必要に応じて普及方策について検討する。 | 必要に応じて検討・実施 | | 尾施 |
| | f 保険者におけるレセプトの保管について、電子 媒体での保管を認める方向で検討する。 | 検討 (結論) | | |
| 個人情報の保護と データの科学的利 活用の在り方 (厚生労働省) | a 医療分野における個人情報保護に関して、「個人情報保護基本法制に関する大綱」(平成12年10月11日情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会決定)の趣旨に沿って早急に検討する。 | | | |
| | b 電子カルテの普及促進と併せて、医療機関における診療情報の開示に耐えられる診療情報の適切な管理体制の整備を促進する方策について検討する。 | 検討 | 検討(早期結論) | |
| | c 他の医療機関あるいは医療機関外におけるデータの保管の在り方について、個人情報の保護に留意しつつ、医療法上の解釈を明確にする。 | 検討 | | |
| | d 疫学研究等について、医学全体の発展を通じた 公衆衛生の向上等の公益の実現を図る観点から、 個人情報の保護を図りながら、情報の適正な利活 用を可能にする仕組みについて検討し、早急に整 備する。 | 検討(結論) | | |
| 特定療養費制度の 見直し (厚生労働省) | 患者のアメニティに係る医療の周辺部分に係るサービスについては、患者へ十分な説明を行うという 前提の下に原則として病院による自由なサービス提供を認めることも含め、検討する。 | 検討 | | |

| 事項名 | # = + 5 | 実施予定時期 | | |
|--------------------------------|--|---------|--------|--------|
| 事 垻 右 | 措置内容 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 在宅医療に係る規制・手続の見直し (厚生労働省) | 訪問看護の中で使用される特定の衛生材料について、患者の自己負担が生じることなく必要十分な量が提供されるよう、例えば費用の請求の仕組みの見直しなど所要の措置を講ずる。 | 検討 | | |
| 医薬品・医療機器 の保険償還 (厚生労働省) | a 優良後発品の育成、有用性の高い新薬の開発の 促進の観点から、先発品・後発品の薬価算定ルー ルの見直しと併せて、画期的新薬の薬価算定ルー ルの見直しを検討する。 | 検討 | 措置 | |
| | b 革新的な医療機器については、平成12年10月から新規の医療機器に適用されている新たなルールにおける実例を踏まえつつ、新機能区分の価格算定ルール等について検討する。 | 検討 | | |
| 健康保険組合の運 営に係る規制 (厚生労働省) | 事業状況に関する報告については、報告項目の見直し及び電子媒体の利用による報告方法を早急に検討し、その効率化を図る。 | 検討 | | |
| 健康保険組合の診療報酬明細書の保管期間 (厚生労働省) | 健康保険組合における診療報酬明細書の保管期間 について、健康保険組合の事務負担の軽減等の観点 から検討し、結論を得る。 | 検討 (結論) | | |
| 健康保険の届出事 務 (厚生労働省) | 健康保険の届出事務について、本社での一括適用 を認める。 | 検討 | | |

イ 医療サービス

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|---------------------|---|---------|--------|--------|
| 学 块 口 | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| E B Mの推進 (厚生労働省) | 医療の質の向上の観点から、医療機関における診療データの整備と併せて、個人情報の保護に注意を | 検討 (結論) | | |

| 事項名 | # 2 | 実施予定時期 | | |
|---|---|---------|--------|--------|
| 事 块 口 | 措置内容 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| | 払いつつ、EBM (Evidence-based Medicine:根拠に基づく医療)のための大規模な知見を集積したデータベースの整備を検討する。当該データベースの構築に当たっては、データの収集、蓄積、管理等の手続を明確にするとともに、患者個人のデータに関するプライバシーの保護を図った上で運用上の透明性の確保に努め、十分な科学的信頼性を確保することを検討する。 | | | |
| 情報開示とインフ ォームド・コンセ ント (厚生労働省、文部 科学省) | 療資格者の養成システムの段階から教育プログラム に的確に組み込む。また、その結果、医療における | 検討 | | |
| 患者の意思決定支 援 (厚生労働省) | 患者が医療機関を選ぶ際、また、インフォームドコンセントの下治療方針を選ぶ際に役割が期待される各種第三者機能(セカンドオピニオン提供者としての医療機関、NPO等)について、その支援等について検討するなど患者の意思決定支援を促進する施策を検討し、所要の措置を講ずる。 | 検討 | | |
| ゲノム医療の積極 的推進と国内体制 の充実 | a ゲノム医療に関する研究促進とそのための体制 の確保について積極的な方策を講ずる。 | 検討・逐次実施 | | |
| (厚生労働省) | b 治験について、治験コーディネーターの養成、 治験実施医療機関における治験実施体制の整備を 促進するとともに、医療機関における治験管理事 務の代行組織SMO(Site Management Organiza tion)の育成、被験者及び治験実施医師等の治験 に関するインセンティブの在り方、治験実施医療 機関の治験審査委員会の機能強化に関する方策等 について検討し、治験の質の向上を含め、総合的 な体制整備・推進策を講ずる。 | 検討 | 検討 (結論 | 侖)・逐次 |

| * # A | ## ## # P | 実施予定時期 | | |
|---|---|--------------------------------------|--------|---------|
| 事項名 | 措置内容 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 遺伝子治療等の新 技術 (厚生労働省) | 遺伝子治療等の新技術について、十分かつ適切な情報が提供された上で、本人の自己責任において治療方法として選択される場合、より迅速に治療が実施できるよう科学的・倫理的な側面からの専門家による審議を踏まえ、引き続き検討する。 | 12年度の 検討結果 を踏まえ、 引き続き 検討 | | |
| 医学教育と卒後臨 床研修による臨床 能力の充実・向上 (文部科学省) | a 大学卒業前における医師の養成過程において、 医学的な知識・技能の取得と併せて、学生の適性 を考慮した厳格な評価や、患者のQOLを重視す る姿勢等に関する教育の充実を促進する。 | 逐次実施 | | |
| (厚生労働省、文部 科学省) | b 臨床能力の充実・向上の観点から、卒業直後の 臨床研修について、本来の目的である幅広い臨床 の基本的な能力の習得を可能とすべく、その在り 方について引き続き検討する。 | 検討 | 検討 | 検討 (結論) |
| (文部科学省) | c 大学における診療科については、本来の大学の目的である教育研究・診療に徹するとともに、診療科と研修生、各医療機関との独立性、透明性を確保する方策を検討する。 | 検討 | 検討 | 検討 (結論) |
| チーム医療の確立 (厚生労働省、文部 科学省) | チーム医療の確立のため、責任体制の確立、各医療機関の資質向上、養成過程の段階からのチーム医療に関する研修の実施、院内の管理システムの確立、チーム医療を促進する診療報酬のより適切な評価等、総合的な施策について早急に検討する。 | 検討 | | |
| 訪問看護婦の業務 の標準的作業手順 等 (厚生労働省) | 看護婦の業務内容に関し、訪問看護の現場における業務の安全性や効率性等を確保する観点から、訪問看護婦の行う業務の標準的作業手順等について検討を行う。 | 検討 | | |

ウ 医療機関

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|--|--|--------------|-----------------|--------------|
| 事 块 口 | 月 县 73 台 | 平成13年度 | 平成 14 年度 | 平成15年度 |
| 医療機関の第三者 評価の充実 (厚生労働省、文部 科学省、総務省) | 第三者機関による医療機関の評価の充実の観点から、高度な医療を行う特定機能病院については、適切な第三者による医療機能評価の受審を積極的に推進する。さらに、機能評価の普及の観点から、国公立病院、国公立大学病院等については、今後とも率先して評価の受審を行うようにする。 | 逐次実施 | | |
| 医療機関の広告規制の在り方 (厚生労働省) | 医療機関や医療従事者についての事実や客観的事項かつ検証可能な事項については、幅広く広告できるものとし、診療内容に関する事項など検証困難なものについては、その広告の可否について慎重な検討を加えた上で、個別に広告し得る事項とするよう検討する。 | 逐次検討し ら実施 | 人、結論を行 | 景たものか |
| 参入規制の緩和 (厚生労働省) | 平成12年11月成立の改正医療法においては、都道府県知事は医療機関の新規参入を促す方策として、病床数の増加等の許可を受けた後、正当な理由がなく業務を開始しない際の許可取消し、正当な理由がなく休止している際の開設許可等の取消しを可能とするとされており、これらの制度が適切に運用されるよう都道府県に対する情報提供・技術的助言等に努める。 | 適宜実施 | | |
| 医療機関の機能分 化 (厚生労働省) | 医療機関相互の適切な機能分担及びかかりつけ医の支援を通じての地域医療の確保のため、地域医療支援病院の承認要件について、「地域医療支援病院紹介率」を含め、紹介制の普及・定着状況等の実態に照らして、その在り方を見直す。 | 検討 | | |
| DRG-PPSの 導入 (厚生労働省) | a DRG (Diagnosis Related Group:診断群分類) 等の管理手法の普及を促すため必要な措置を講ずる。 | 措置 | | |

| 事 15 <i>欠</i> | # # # # # | 実施予定時期 | | |
|------------------------------|--|--------|--------|--------|
| 事項名 | 措置内容 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| | b DRG-PPS (Diagnosis Related Group - Prospective Payment System:診断群別包括払い方式)の導入に際して必要となるデータの収集と具体的な導入方法の検討を急ぐとともに、PPSの具体的な問題点について併せて検討を進める。 | 調査・検診 | र्ग | |
| 医療サービス提供 体制の整備 (厚生労働省) | 設置主体等に関する多様な意見を踏まえた上で病院の経営形態の在り方についての問題点や課題を整理・検討する。 | 検討 | | |
| 人員配置基準の在 リカ (厚生労働省) | 医療法の定める人員配置基準について、充足率の低い地域に関しては、充足率の改善のための施策を推進し、人員配置基準が全国の最低の基準として守られるよう努める。 | 逐次実施 | | |